

平成19年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成19年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成19年度から 平成20年度まで	2,100,000千円

平成19年12月5日 提出

さいたま市長

相 川 宗 一